

◎新潟県告示第639号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年4月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林の所在場所

新潟県村上市薦川字姥滝 59 の 1 から 59 の 5 まで、59 の 7、59 の 8、字日陰 62 の 1、62 の 4 から 62 の 7 まで、62 の 9 から 62 の 13 まで、字雁沢 130 の 1、130 の 4、130 の 5、130 の 12 から 130 の 17 まで、130 の 20、130 の 22、字トトメキ 218、字アラ田 1143 の 1、1143 の 8 から 1143 の 17 まで、字アサミ沢 1208 の 1、字屋敷沢 1221 の 1、1221 の 3 から 1221 の 8 まで、字ツキノキ 1230 の 1、1230 の 3、1230 の 4、字赤倉 1250 の 1、1250 の 2、1250 の 4 から 1250 の 6 まで、1250 の 11、1250 の 12、1250 の 17、字桃木沢 1251 の 1、1251 の 9、1251 の 20、字ガンジキ沢 1252 の 1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）